

第2回農林水産省政策評価会林野庁専門部会議事録

1. 日 時 平成16年7月29日（木） 15：00～17：00
2. 場 所 林野庁林政部会議室（農林水産省本館7階ドア番号733）
3. 出席者 林野庁専門部会委員
太田座長、金井委員、高橋委員、野村委員、平倉委員
農林水産省政策評価委員
大山委員、田中委員、森本委員
林野庁
林野庁長官、企画課長、企画課調査官、経営課長、木材課長、計画課長、
治山課長、森林保全課長（総括課長補佐）、研究普及課長、業務課長

4. 議 題

- (1) 平成15年度政策評価結果についての報告
- (2) 平成16年度政策評価シート案作成に当たっての意見交換
- (3) その他

5. 議事録

（太田座長）

定刻の時間となりましたので、ただ今から、第2回農林水産省政策評価会・林野庁専門部会を開催いたします。

まず、委員の出席状況ですが、亀山委員が本日欠席でございます。なお、亀山委員からは、事前にご意見を頂いておりますので、お手元にお配りしております。

また、政策評価会委員におかれましては、本日3名のご出席を頂いております。どうも、ありがとうございます。

それでは、林野庁長官よりご挨拶をよろしくお願い致します。

（林野庁長官）

林野庁長官の前田でございます。本日は大変お忙しい中、ご出席賜りましてありがとうございます。

本年度の政策評価会専門部会も今回で第2回となりますが、今般、私どもが、国有林を含めたいろんな形で行政をやっていく場合、その政策がどういう位置づけのものなのか、どれだけの効果を発揮しているのか、ということに対する説明責任が大変シビアに求められている感じが致します。そういった要求を受けまして、私どもとしましても、評価結果を的確に政策に反映されよう取り組んでいるわけでございます。そう言う意味では、逆に私どもだけで評価をやっていくと、どうしても独りよがりな面、わかりにくい面もあるかと思えます。

本日は、ここにございますように、15年度の政策評価結果についての報告と16年度の政策評価シート（案）作成に当たっての意見交換ということで、議事が予定されているわけでございます。

委員の皆様におかれましては、政策評価の客観的、厳格な実施を確保する観点から、忌

憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(太田座長)

どうも、ありがとうございました。

(企画課調査官)

では、前回の政策評価会林野庁専門部会以降、林野庁の幹部職員が代わっておりますので、ご紹介申し上げます。佐南谷森林保全課長でございます。沖業務課長でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

では、議事に入ります前に、事務局より配布資料の確認をお願い致します。

(企画課調査官)

お手元に用意しております資料につきまして、資料一覧でご確認頂きたいと思えます。

資料1が15年度政策評価目標及び達成状況一覧とその参考1、2、資料2が政策評価に係る目標等の点検結果について、資料3が平成16年度政策評価に係る目標等で15年度との対照表となっております。資料4が平成16年度政策評価シートの素案で、後ろに参考1、2、3を付けてございます。また、参考資料といたしまして前回の議事録、さらに、後程の資料2の説明参考資料といたしまして、目標値の評価方法についてという表題の資料、あと、森林保全整備事業計画のパンフレットと亀山委員からのご意見のペーパー、以上が本日の資料でございます。よろしいでしょうか。

(太田座長)

本日の専門部会は、16年度の政策評価シート案の検討に当たり、できるだけ早い機会に幅広い観点からのご意見をお聴きし、政策評価の適切な実施に役立てたいとの趣旨から、来月中旬からの本格的な検討に入る前の段階で開催しております。

委員の皆様におかれましては、本会の趣旨をご理解頂き、今後の本格的な検討に資する意見を頂ければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事次第に従いまして、事務局より説明をお願いいたします。

(企画課長)

企画課長の岡田でございます。

まず、資料の1の平成15年度政策評価結果についてでございます。前回の専門部会からの変更点は、政策分野の-11-5の「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」における公衆の保健のための国有林野の活用の推進、いわゆるレクリエーションの森の利用者数の実績値が入ったということでございます。その結果、15年度の達成率は53%で達成ランクはBとなっております。

なお、参考1といたしまして、15年度の目標値、実績値、達成度の一覧表を、参考の2

といたしまして、6月18日に農林水産省として公表いたしました15年度政策評価結果書のうち林野庁所管部分を抜粋したものをお配りしておりますので、議題2の16年度政策評価シート案作成に当たっての意見交換の際に、参考として頂きたいと思ます。

次に、前回の専門部会において、目標等につきましては、これまでの評価結果を踏まえた点検を行うべきとのご意見を頂いております。点検結果につきましては、資料2に基づいてご説明をいたします。なお、この点検結果を踏まえた平成16年度政策評価に係る目標等を資料3として整理をしております。

資料2の「政策評価に係る目標等の点検結果について」をご覧頂きたいと思ます。

まず、「木材利用の推進と木材産業の健全な発展」でございます。この政策分野では、2つの点について点検を行っております。1つは目標年度が15年度までの指標の扱い、もう1つは評価方法をどうするか2点でございます。

点検結果としましては、目標年度が15年度までとなっているサブ指標につきましては、国有林野事業の管理経営基本計画を踏まえて、20年度までの目標値に変更をしております。

次に、前回の専門部会において、伸び率等での評価は毎年度の変動が大きいので、絶対値で評価すべきではないかのご指摘がございました。その際、この政策分野の目標値に限られたものではございませんでしたが、例として木材の利用量、製材業の生産性が挙げられて、ご意見を頂いたということでございました。そのため、本日は、参考といたしまして、「製材工場の生産性」について、絶対値で評価した場合と現行の伸びで評価した場合を対比したものを「目標値の評価方法について」として、お手元にお配りしておりますので、ご覧頂きたいと思ます。1枚紙の資料でございます。この資料で見て頂きますと、現行の評価方法では、毎年度の達成状況の変動が大きく、絶対値では変動が小さくなっているということでございます。しかし、今後伸ばそうとする量が全体量に比べて小さい場合には、絶対値で評価しますと、上の表のようにA、A、Bという評価になりまして、実感とは違う評価となるおそれがございます。また、農林水産省の実績評価では、毎年度の政策の効果がより明確になるよう伸びで評価を行っていること、それから、評価の継続性を図る必要があること等から、評価方法の変更は行わないことにしたいと考えております。但し、所見での分析に当たりましては、ご指摘を踏まえまして、単に達成率を記述するのではなくて、それが持つ意味がわかるような記述となるような工夫を行いたいと考えております。

次に、資料の2に戻って頂きまして、1頁の中ほどの「特用林産の振興」でございます。

この政策分野では、2つの点について点検を行っております。1つは16年度評価で新たな目標値を設定するかどうか、もう1つは評価時点で実績値が把握できない指標の扱いをどうするか2点でございます。

点検結果といたしましては、まず、目標値につきましては、15年度の評価結果書で見直しを明記したところでございますが、上位計画であります「食料・農業・農村基本計画」は17年3月に新たに策定されるということでございますので、16年度評価においては、現行のままといたしまして、17年度政策評価において見直しを行うという考えでおります。

なお、評価の充実を図る観点から、16年度政策評価では、「所見」、「改善の方向」において、新たな基本計画ではどうなのかがわかるように記述するなどの工夫を行いたいと考えております。

それから、サブ指標である「生しいたけの生産流通コストの削減」でございますが、農林水産省統計の関係から実績値が評価に使える6月末までには把握できないという問題がございます。しかしながら、施策の効果を把握する上で重要な指標でございますので、当年度の評価には活用できませんが、総合的な評価を行う観点から、今後とも、サブ指標として残して、翌年度の評価に活用することとしたいと考えております。

次に、資料2の1頁の下にあります「効率的かつ安定的な林業経営の育成」でございますが、この政策分野では、政策評価会や専門部会で見直しが求められておりますので、今後の指標をどうするかにつきまして点検を行っております。

点検結果といたしましては、まず、ミクロすぎるのではないかという指摘を受けた代替目標につきましては、検討を行ったものの、政策分野の目的全体を的確に表す新たな代替目標の設定は難しいと判断しております。このため、現行の代替目標だけでは十分な把握ができていない部分を新たに2つのサブ指標を追加し補完することによって、総合的な評価ができるようにしたいと考えております。

次に、代替指標の新規就業者数につきましては、緑の雇用対策が期間を限定した特別な対策であることから、緑の雇用対策による新規就業者数と従来の施策による新規就業者数を明確に区別することとし、その代わり目標値の変更は行わないこととしております。

また、緑の雇用対策につきましては、新たなサブ指標を設定しまして、事業効果の把握を行うこととしております。

なお、この政策分野において、新たに設定する指標に係る設定の考え方、算出方法については、後程、経営課長から説明させていただきます。

次に、資料2の2頁の中程にあります「森林・林業に関する研究開発の推進」でございます。この政策分野では、3つの目標とも毎年度の達成ランクがAであるということから点検を行うということになったわけでございます。

点検結果といたしましては、目標につきましては、平成17年度の「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」、それから「林木育種戦略」等の見直しを踏まえて、平成17年度評価において見直しを検討したいと考えております。

16年度評価におきましては、目標の一つである「主要学会誌等掲載論文数」は、14年度、15年度の実績値が0.83本/人、0.91本/人と既に最終目標値である0.8本/人を超えておりますことから、これまでの評価結果を踏まえまして、16年度の目標値を0.8本/人から0.9本/人に上方修正いたしております。また、所見におきまして、詳細な分析を行い、評価の充実に努めるという考えでおります。

次に、頁が変わりまして、3頁の「山村地域の活性化」でございます。この政策分野につきましては、長期計画である「森林整備保全事業計画」の成果指標をどのように実績評価に位置づけるかの検討を行いました。

点検結果といたしましては、まず、森林整備保全事業計画の成果指標でございますが、お手元にA3の両面のカラーコピーをご用意いたしております。ご覧のように森林保全整備保全事業計画を端的に表したものでございまして、この中では、8つの成果指標が設定されております、そのうちこの政策分野である「山村地域の活性化」に係る指標としましては、成果指標7と8があげられます。この2つの成果指標をサブ指標として設定いたしまして、毎年度の達成状況を把握するというところで考えてございます。

次に、同じく3頁ですが、「森林の整備」でございます。この政策分野につきましては、1つ目は15年度の評価結果書で目標値の見直しを明記しているもの、2つ目は目標年度が15年度末であるもの、3つ目は前回の専門部会で目標値の見直しの検討が求められているもの、4つ目は森林整備保全事業計画の成果指標をどのように実績評価に位置づけるかで、この4つの点につきまして検討を行ったわけでございます。

点検結果といたしまして、まず、評価結果書で目標値の見直しを明記しているものにつきまして、現行の目標を廃止して、森林整備保全事業計画の成果指標を踏まえた新たな目標を設定することとしております。新たに設定する目標につきましては、先程の資料の成果指標の1と3と6になるわけでございます。成果指標の1は水土保持林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合を66%にするというもの、成果指標の3は針広混交林等への誘導を目的とした森林造成の割合を35%に高めるというもの、成果指標の6は木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を1億2千万m³増加させるというものでございます。この成果指標をこの分野の新たな目標値として設定するものです。

なお、間伐に関するサブ指標につきましては、新たな間伐対策が17年度から始まりますので、17年度政策評価で国有林と民有林が一体となった新たなサブ指標に変更する考えでございます。そのため、16年度政策評価では、民有林は現行のまま、国有林は目標年度を16年度に変更することとしたいと考えております。

次に目標年度が15年度までであるもの、前回の専門部会で目標値の見直しの検討が求められているものにつきましては、先程申し上げました3つの新たな目標を設定することによって対応することとします。

また、森林整備保全事業計画の成果指標のうち多様な森林の整備に係るものとしては、先程の資料の成果指標5に多様な利用者が森林とふれあえる場の提供という成果指標がございますので、これをサブ指標に追加しまして、毎年度の達成状況を把握することにしたと思います。

なお、この政策分野において、新たに設定する指標に係る設定の考え方、算出方法については、後程、計画課長からご説明させていただきます。

次に資料の2に戻りまして、4頁の中程にあります「森林の保全」でございますが、この政策分野につきましては、1つ目は15年度の評価結果書で目標値の見直しを明記しているもの、2つ目は前回の専門部会で目標値の見直しの検討が求められているもの、3つ目は森林整備保全事業計画の成果指標をどのように実績評価に位置づけるかで、この3つの点につきまして検討を行いました。

点検結果といたしましては、まず、評価結果書で目標値の見直しを明記しているものにつきましては、現行の目標を廃止し、森林整備保全事業計画の成果指標及び全国森林計画を踏まえた新たな目標を設定することにいたします。それから、新たに設定する目標につきましては、先程のカラーコピーの資料をご覧頂きたいと思いますが、成果指標2になるわけでございます。

次に、前回の専門部会で目標値の見直しの検討が求められているものにつきましては、現行の目標値を廃止し新たな目標値を設定することで対応する、それからサブ指標については、現在行われております森林国営保険の検討会を踏まえまして、17年度政策評価において、見直しを検討するというところでございます。

それから、森林整備保全事業計画の成果指標のうち森林の保全に係るものをどうするのかについてですが、先程の資料の「身近な生活環境の保全」というところに成果指標の4がございます。この海岸林や防風林などの延長約7,000kmについて近接する市街地、工場や農地などを保全するという成果指標がありますので、この指標をサブ指標に追加して、毎年度の達成状況を代替指標を使って出したいということでございます。

なお、この政策分野において、新たに設定する指標に係る設定の考え方、算出方法については、後程、治山課長からご説明させていただきます。

続きまして資料2の5頁、最後になりますが、「国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進」でございます。この政策分野につきましては、1つは目標年度が15年度までであるもの、もう1つは前回の専門部会で目標値の見直しの検討が求められているものについて検討を行いました。

点検結果としましては、まず、目標年度が15年度までであるのものにつきましては、国有林野事業の管理経営基本計画を踏まえまして、目標年度を平成20年度に変更することとしております。

また、達成ランクが毎年度Aになっていることから今回、検討の対象とした森林ボランティア団体数につきましては、15年度政策評価の目標値設定の際に、多くの国民が身近な森林において、森林ボランティア活動に参加できる機会を提供するとの観点から、目標値の見直しを行ったところがございますので、16年度政策評価での目標は現行のままといたしますが、所見においては、質の観点からも分析を行うこととしたいと思っております。

なお、この分野につきましては、高橋委員から事前にご意見をお伺いしておりますので、意見交換の際に、担当の森林保全課長からご説明をさせていただきます。

以上が資料2のご説明でございます。

これらの点検結果を踏まえた平成16年度政策評価に係る目標等について、資料3として整理をさせて頂いております。簡単にご説明しますと、右側が15年度政策評価の目標値等で左側が16年度政策評価のものになっております。先程の検討結果を踏まえまして、追加又は削除した目標等がわかるように整理しております。

それから、平成16年度政策評価におきまして、先程申しあげましたように新たな目標値等の設定を検討しております林業経営の分野、森林整備の分野、それから森林保全の分野につきましては、各政策分野の主管課長である経営課長、計画課長、治山課長から資料の4に基づきましてご説明いたします。まず、経営課長から。

(経営課長)

経営課長の金丸でございます。それでは、効率的かつ安定的な林業経営の育成の分野において、新たに指標として設定するものの考え方についてご説明いたします。資料4の6-6-4頁をご覧ください。よろしいでしょうか。それではご説明致します。

先程、企画課長から説明があったとおり、この効率的かつ安定的な林業経営の育成につきましては、マクロ的な代替目標の設定が困難であるということで、指標の追加によりまして総合的な評価ができるようにしたいと考えております。このため、1つは森林組合に占める中核組合の割合、もう1つは素材生産の労働生産性、この2つの指標をサブ指標として設定したところがございます。

設定の考え方の説明入ります前に、事前に送付した資料からの変更箇所についてご説明いたします。6-6-8頁のサブ指標の過去の実績値、森林組合に占める中核組合の割合ですが、平成14年度の森林組合数は990、中核組合数は190、指数は19となっており、事前に配布した資料の中核組合数266、指数27と違ってありますが、これは資料送付後に再度検算したところ、誤りを発見しましたので修正を行ったことによるものです。その関係で、6-6-6頁にあります平成15年度の目標値を29に訂正しております。以上が事前に送付した資料からの変更箇所でございます。

次に6-6-4頁をご覧ください。サブ指標の「森林組合に占める中核組合の割合」を設定しておりますが、その考え方といたしましては、現在、森林組合におきましては森林組合改革プランを策定し、平成15年度から17年度までを重点取組期間として、改革に取り組んでいるところでございますが、この中で中核的な組合を増やしていこうという目標を立てております。この中核組合とは、健全な財務基盤、的確な経営判断に基づいた安定的かつ効率的な事業運営によりまして、今後とも地域の森林管理の担い手としての役割を果たしていけるよう、厳しい経営下においても、自立的な経営を実現できる森林組合と位置づけております。この中核組合は、政策目的でございます効率的かつ安定的な林業経営を担い得る林業事業体となりうるものであることから、中核組合の増加についてサブ指標としてカウントさせて頂くということでございます。目標値の設定につきましては、さきほど申しました森林組合改革が平成17年度末までを重点取組期間としておりますことから、その最終年度には、全森林組合の半分が中核組合となることを目標に取り組んでいるところでございます。6-6-6頁を見て頂きますと、グラフのように17年度に全森林組合の50%が中核組合になることを目標といたしまして、平成14年度19%、15年度29%、16年度40%というように、毎年度増やしていく、こういうことを指標として設定しております。

中核組合の具体的な考え方でございますが、6-6-12頁の四角の中に中核組合の林野庁の考え方として、書いてございます。まず、1つ目に的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上が配置されていること、2つ目に適正な事業実施に必要な常勤役職員として7名以上が確保されていること、3つ目に累積欠損金が生じていないこと、4つ目に健全な財務基盤に資する一定の出資規模、4,000万以上が確保されていること、5つ目に事業総利益に占める事業管理費が適正であることで、このような組合を中核組合としております。このように中核組合につきましては、事業量ではなくて、経営体制についての定義で定めているわけです。これは、実際に個々の森林組合の事業量を毎年把握することが難しいこと、また、現時点で、中核組合の基準を満たしている森林組合については、そのほとんどが効率的かつ安定的な林業経営を担えるだけの基準を満たしているということ、それから、森林組合数や中核組合数は、毎年度把握することが可能であるということで、この中核組合の数を指標として設定したいと考えております。

それから、また6-6-4頁に戻って頂きまして、素材生産の労働生産性でございます。この素材生産の労働生産性の考え方につきましては、効率的かつ安定的な林業経営のためには、コスト低減の一方策といたしまして、生産性の高い林業生産活動を行い、収益性を向上させることが必要であることから、生産性によりまして、作業の効率性の向上を把握するというところで、1人1日当たりの素材生産量である素材生産の労働生産性を指標として設定しております。この素材生産性 $4.6\text{m}^3/\text{人日}$ が17年度の目標値で、現状値は $4.1\text{m}^3/\text{人}$

日でございます。目標設定の考え方につきましては、6-6-12頁をご覧ください。平成13年に策定しました森林・林業基本計画の検討資料において、平成22年の素材生産の労働生産性については、高性能林業機械システムの導入等によりまして、 $3.9\text{m}^3/\text{人日}$ になると見込まれております。この平成22年に $3.9\text{m}^3/\text{人日}$ という数字は、農林業センサスのデータであるため、実績値の把握が5年に1度しかできませんので、でございます林業組織経営体経営調査のデータに置き換えて、毎年度の実績値を把握していこうと考えております。まず、の農林業センサスのデータですが、平成12年3.2、平成22年3.9でございますので、中間年の平成17年を3.6としております。平成12年の労働生産性を見て頂くとでは3.2となっており、の経営調査データの4.1と数値が違いますが、これは、の農林業センサスでは全ての事業者を対象としているのに対し、の経営体調査では主として会社組織で事業を行っている事業者を対象としていることから、3.2と4.1というように、の方が高くでているということでございます。その点を勘案いたしまして、平成17年度の目標値については、毎年度の評価ができるように3.6を4.6に置き換え、それを目標にすることにいたしております。

それから、また6-6-4頁に戻って頂きまして、の林業就業者数のところに、新たに緑の雇用による研修終了者の本格就業移行率を指標としてございますが、これは、林業就業者の確保を図るための施策としまして、新たに緑の雇用担い手育成対策事業を行っていることから、その事業効果について、1年間の研修終了後にどの位の割合で本格就業に移行したかで把握することとし、移行率80%を目標としております。なお、設定の考え方については、6-6-13頁の をご覧頂きたいのですが、林業労働力確保支援センター全国推進協議会が実施した調査報告書によると、林業事業者における過去5年間の採用者のうち、調査時点で在職している者の割合が75%だったという調査結果が出ておりますので、それを参考にして、80%という数字を目標値として設定いたしました。また、6-6-4頁に戻って頂きたいのですが、緑の雇用対策による研修終了者の本格就業への移行率につきましては、平成15年度の実績が87%と非常に高い数字になってございますが、これは、緑の雇用対策としての最初の成果であることから、関係者の最大限の協力を得た結果であることから、既存調査の結果を踏まえた80%を目標値として設定いたしました。私からは、以上です。

(計画課長)

計画課長の山田でございます。続きまして、森林の整備でございますが、資料4の11-3-5頁をご覧ください。前回までの評価では、複層林等多様な森林の造成という目標にしていたのですが、そこを1つ目として育成途中の水土保持のうち、機能が良好に保たれている森林の割合、2つ目として針広混交林など多様な森林への誘導を目的とした森林造成の割合、3つ目として木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を目標にしていこうということで今回変えているわけですが、まずお手元のパンフレットをご覧くださいと思います。このパンフレットにありますような形で林野庁関係の公共事業の長期計画を今年の6月上旬に閣議決定させていただきました。この公共投資計画については、以前はいわゆる金目の計画であったのですが、これを成果目標を掲げた計画に変えていこうということで、昨年は国土交通省関係の公共事業と農林水産省関係では土地改良の長期計画で新たな長期計画を策定しており、森林に関するものについては、今年、これまで森

林整備事業と治山事業とで別々に立てていた計画を1本にして、森林整備保全事業計画として新たな計画をつくらせて頂きました。政策評価の目標値の説明に入る前に、この長期計画について、パンフレットでご説明した方が分かりやすいかと思しますので、まず、こちらから説明させていただきます。パンフレットを開いて頂きますと、そこにあるようにこれからの森林整備をどうしていこうかということで、右側に事業の4つの目標を掲げてございます。安心の視点、共生の視点、循環の視点、活力の視点、この4つの視点をもって、今後の事業を運営していこうということをごさいます、左側にありますように基本的な方針といたしましては、森林が果たしている役割、森林そのものが緑の社会資本であるということで、その整備をやっていこうと、それから今後の森林整備保全事業の関係では、事業そのものが環境創造型の事業であるということアピールしながら、成果目標をおいてフォローアップしていこうということにしております。そのうちの森林の整備の部分について、ご説明させていただきますが、パンフレットをもうひと開きして頂きますと、一番左側の上の安心の視点の中に、国土を守り、水を育む豊かな森林の整備・保全の成果指標の1つといたしまして、育成途中の水土保持林のうち、国土を守る能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を向上させていこうというものがございます。これが、先程の政策評価シートの の部分でございます。要するに、森林というものは間伐などの手入れをしないとその機能が落ちてしまうわけでございますが、現在、良好に保たれている森林の割合が63%、これを5年後に65%まで持ち上げていきたい、何もしないと50%まで落ちてしまいますよということで、右側の写真にありますように間伐を行うことによって、下層植生が豊かな森林にしていこう、何もやらないと下層の植生が貧弱な土壌浸食を受けやすい森林になってしまいますということを成果目標の1つ目にしようと考えています。2つ目が、その真横の共生の視点の中にある成果指標の です。これは、針広混交林や複層林への誘導を目的とした森林造成の割合を現状の31%から35%に高めていきたいと思いますということで、要するに、伐採して植林する時に、これまでは同じ樹種で一度に造林するという一斉造林が殆どだったのですが、もっと多様な植え方をしましょうということで、針広混交林をつくったり、複層林をつくったり、広葉樹を植えたりという林の割合を高めましょうというのが、この指標でございます。現状が31%ですので、これを5年後に35%までに上げましょうというのが、2番目の指標でございます。それから3番目の指標が、次の循環の視点の中にあります成果指標の でございます。この循環利用は、私も森林を水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林の3つに分けておりますが、まさしく木材を生産していきたい、木材利用をしていきたいということでございまして、効率的な森林施業によりまして、木材として安定的な供給が可能となる育成林の資源量を1億2千万 m^3 増やそうというのが、この指標でございます。現状は、8億4千万 m^3 でございまして、20年度末で9億6千万 m^3 くらいまで、増加させていきたいということでございます。今後、必要な路網を整備して、使える資源にしていくということでございます。それから、もう1頁めくって頂きますと、サブ指標として4つの指標がございます。間伐の指標が2つ、 として海外における持続可能な森林経営の寄与度、 として森林とふれあう機会を持つ都市住民の数を増やそうという指標がございます。この指標は、パンフレットでいいますと左から2番目にある共生の視点の一番上にある成果指標の になります。森林環境教育などにより利用されている森林について、高齢者等の利用にも配慮し

た整備を行うことなどにより、約1,100万人の都市住民の人々に森林とふれあう機会を提供していく、そういう場所をつくっていこうという目標を掲げております。以上のように長期計画の成果指標を政策評価の目標等に位置づけて、その毎年の達成状況を評価していくという形で、今回改正させて頂くということでございます。以上でございます。

(治山課長)

治山課長の上河でございます。続きまして、森林の保全分野における目標の設定の考え方についてご説明させていただきます。資料4の11-4-4頁をご覧ください。このうち目標値の が治山事業に係る目標でございます。それから、 が保安林に関する目標でございます。それから、サブ指標の方の 、これは昨年まではなかったのですが、今回新たに追加をしている指標でございます。この3つについて、今回、改正を行っております。それでは、まず、治山事業に関わる目標の変更について、ご説明申し上げたいと思いますが、先ほど計画課長が説明に使いました森林整備保全事業計画のパンフレットを開いて頂きたいと思っております。大きく開いた左側のところ、安心の視点の中に成果指標の がございます。崩壊した森林の再生やその予防により、周辺の森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を、現状の4万8千集落から5万2千集落に増加させるという成果目標を、今回、森林保全事業計画の中で設けたわけでございますが、それを実績評価の新たな目標値として今回取り入れるということです。従来、治山事業の目標としては、山地災害から保全される森林の面積ということで、治山ダムの設置や山腹工をしたことによって、山が安定する森林の面積を目標としたわけですが、今回は、森林保全事業計画の成果目標を実績評価の目標として設定し、平成20年度までに、森林の山地災害防止機能等が確保された集落の数を4万8千集落から5万2千集落へと4千集落増加させるという目標にしております。いわゆる山地災害危険地区というのは、全国に23万箇所あるわけですが、この山地災害危険地区が周辺にある集落というのは、全国で13万6千集落でございます。現在、そのうちの4万8千集落については、治山事業等を実施することによって、山地災害から防げるというふうになっているわけですが、これを、今後、4千集落増やしていこうという目標です。なお、従来、山地災害から保全させる森林の面積につきましては、これは、11-4-8頁をご覧くださいと思いますが、こちらの方に、実績の推移を載せるという形で、継続的に見ていけるようにしたいと思っております。

次に保安林に係る目標の変更でございますが、これについては、先般、森林法を改正致しまして、保安林整備臨時措置法が失効いたしました。これによりまして、従来は、保安林の整備につきましては、保安林整備計画に基づく配備目標面積を目標値としたわけでございますが、今回の法律の改正によりまして、保安林整備計画がなくなりました。それに替わるものとしたしまして、全国森林計画の中に指定する保安林の面積が載っておりますのでその面積を目標とするということで、改正してございます。それから、従来ですと、指定した保安林の面積を目標としていたわけですが、保安林の場合は、17種類の保安林があり、重複して指定しているものもございます。そういう意味で、保安林の配備面積になっていたわけですが、今回の改正によりまして、保安林として指定されることによって、永続的に、森林として維持されるべき面積にいたしまして、保安林の実面積を指標とすることにしてございます。それによりまして、平成20年度の目標値を1,216万haにしてござ

います。

それから、もう1点でございますが、もう一度、森林整備保全事業計画のパンフレットを開いて頂きたいと思えます。共生の視点の中の成果目標の でございます。海岸林や防風林などの延長約7,000kmについて、海岸浸食や病虫害からの森林の保全等を行うことにより、近接する市街地、工場や農地などを保全するという成果指標でございます。これも治山事業や保安林に非常に関係の深い指標でございますので、これをサブ指標として、今回、新たに設けることにしてございます。全国での海岸線の延長は、約35,000kmあるわけでございますが、そのうち治山事業等により海岸林、防風林等を造成し、またそれを保安林等に指定することによりまして、現在、約7,000kmの海岸、防風林が整備されているわけでございます。これを、きちっと維持していくというのが、森林整備保全事業計画の成果目標であるわけです。この目標は、既に整備されたものを健全な形で維持するというものでございまして、そのままでは毎年度の達成状況を評価できませんので、いわゆる代替指標として、7,000kmのうち機能が低下した保安林と、治山事業等によって機能が回復した保安林の割合を毎年度の目標という形で示すということにし、その目標値を100%にしているということでございます。

以上の3点につきまして、今回、改正を行ったということでございます。

(太田座長)

どうも、ありがとうございました。少し、資料が錯綜しわかりにくい点もございましたが、要するに、資料2の点検結果全体をご説明して頂いたあと、特に、新たに用いるものについて、3課長から、ご説明を頂いたということでございます。

ただ今の説明につきまして、ご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。まず、最初に今日、ご欠席の亀山委員からご意見を頂いておりますので、事務局からご紹介して頂くということにしたいと思えます。

(企画課調査官)

お手元にお配りしておりますように政策評価についての意見ということで亀山委員から事前に意見を頂いております。

まず、1つ目としまして、森林・林業に関する研究開発の推進については、主要学会誌等掲載論文数の目標値の設定を、平成16年度に0.9本/人にするという考え方をもって、評価しますということです。2つ目でございますが、山村地域の活性化については、現在の指標では活性化をとらえるには不十分であることから、今後、より適切な指標を見出すよう、検討を進めることが求められますということでございます。3つ目としまして、森林の整備については、複層林施業の技術が確立されていないことから、目標値を見直し、さらに目標にするか否かについても検討して、見直す必要があると考えられますということでございます。以上でございます。

(太田座長)

どうも、ありがとうございました。最初にこのご意見について、何かコメントがございますか。

(計画課長)

山村地域の活性化については、先程、ご説明をしなかったのですが、今回指標を追加しております、これまでは、事業の実施前後並びに事業の実施の有無について、新規定住者が増えたかどうかとか、交流人口が増えたかどうかとか、物産の販売額が増えたかどうかというのを市町村にアンケート調査して把握するという指標だったのですが、今回、先程の長期計画のパンフレットの活力の視点の中にある森林資源を積極的に利用している地域の数を現状の10流域から20流域に伸ばしていきたい。ここでいう「積極的に」とは、山村側の流域で、少なくとも流域の森林の成長量の50%以上は利用しているということで、そう流域を増やしていくことを指標にしていこうと考えております。このほかに、住んでいる人達の定住環境の改善のような指標の追加も考えております。いずれにしても、指標を追加して、よりの確な評価にしていきたいと考えております。そういう意味では、亀山委員の指摘を踏まえた見直しになっていると考えております。

それから複層林につきましては、先程のパンフレットの真ん中にあります共生の視点の成果指標の ということ、複層林だけではなく、針広混交林とか広葉樹林とかをつくるというものも含めた目標としております。確かに複層林の造成については、まだ技術的に難しい点もありなかなか進まない。そこで、今回は複層林だけでなくもう少し対象を広げたものにしていく形に見直しを行っておりますので、これについても、亀山委員のご指摘に答えていることになろうかと思っております。以上でございます。

(太田座長)

どうもありがとうございました。はい、どうぞ。

(研究普及課長)

亀山委員の1番目のご指摘にございました研究論文の目標数を今回、年間0.9本/人に変更することについてですが、これまでは0.8本/人を最終目標としてございました。これは、森林総合研究所の中期計画の0.8本/人という目標を踏まえて設定したものでしたが、亀山委員から、1人、年間、最低1本は論文を書くべきではないかというご意見を頂きまして、本来であれば、1本とすべきであったところでございますが、全ての研究員が研究専門というわけではございませんで、企画調整等の行政分野の業務に携わっておる研究員もございますので、常時、研究に携わる研究員の割合を森林総研をベースに、統計をとってみた結果、90%でございましたので、今回、0.9本/人に上方修正させて頂いたということでございます。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。分かりやすい改訂で、理解しやすいと思います。今のような議論をして頂きたいと思っております。

なんでも、結構でございますので、ご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(高橋委員)

それでは、2点ほど、少し気付いた点について、質問させていただきます。先ず全体として

ですが、林野行政単独で評価指標が考えられるものと、農林水産省として共通した指標を考えるものがあるのではないかと思います。例えば、一番共通する指標としては、資料4の目次で言いますと -6-6にあります林業経営、経営の支援という施策は、農業も林業も水産も一緒ではないかと思います。そうした場合、今回、ここで指標として挙げているのが1つは大規模化、協業化のための中核組合、それと労働生産性、更には就業者数の確保、それと安全衛生面の労働災害という指標を設定しておりますが、そのようなやり方が農・林・水産がほぼ共通しているかどうか林野だけが単独で決めても農とは違う場合、国民に対してどう説明するのかという説明責任になりますので、その辺のチェックもいるのではないかと思います。次に、産業と研究開発、山村の振興、活性化、国民参加についても、スタンス的には通ずるところが一部あると思います。施策の精神として共通しているはずですから、指標についても概ねオーバーラップしていれば問題は無いと思いますが、そのようなチェックもいるのではないかと思います。私としては、林野庁独自で行けるのは森林の整備と森林の保全と特用林産ぐらいで、それ以外については、そのような点を少し横睨みで情報交換をして頂ければ良いのかと思います。今回は無理だとすれば来年度はそういう意識でやって頂くことが必要ではないかと思います。

あと少し細かいことですが、 -4-10の山村の活性化に出てきている新しい指標で、山村地域の住民を対象に、用排水施設などの生活環境の整備を行った時の受益者数が設けられておりますが、どのような事業、或いは施策で用排水施設整備を行うのか、農村振興局であれば農村集落排水事業などいろいろな用排水の整備を行っていますが、環境整備関係について、林野庁が具体的にどのような事業をやっているのかを教えてください。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。では、前半の農林水産省全体としての指標との関係について、企画課長からお願いします。

(企画課長)

今回の目標等の見直しに当たって、農林水産省内の他の分野の指標との整合性がとれているかどうかについて、確認をしていなかったというのが正直なところですので、今後、ご指摘を踏まえて確認をしていきたいと思っております。ただ、この林業経営については、他産業とは労働力を使うという面で労働形態も違うものだと思います。新規就業者数もそうですが、農業ですと経営体・経営者としての数に一番の重きを置きますが、林業では労働力を主体に考えているという点に違いがあるのだと思います。今回の場合は間に合いませんが、その他の分野につきましても他の分野の情報を参考にしながら検討させて頂きたいと思っております。

(計画課長)

もう一点の山村の活性化につきましては、農業のように大きくやっているわけではないのですが、用水も排水もそれなりに山村集落の規模に応じたこぢんまりとした事業を持っておりまして、例えば、10-2-9頁に事業名が載っておりますが、森林居住環境整備事業の中に環境基盤整備や林道のような施設整備と一体的にやるような事業がございます。

(太田座長)

はい、ありがとうございます。評価会の先生方で、先程、経営の指標でご意見のあった農林水産省全体の指標と林野庁の指標との関係でなにかコメントはございませんでしょうか。

(田中委員)

先程、高橋委員がお仰られたとおりで、農林水産省全体に共通するものの考え方で行くべきところと林野庁独自のものとあると思いますので、その点については、チェックしておく必要があると思います。

2点ほど教えて下さい。このパンフレット(森林整備保全事業計画)の共生の視点の中の身近な生活環境の保全についてです。全国の海岸は3万5千kmで、そのうちの7千kmを保全するとのことでした。この7千kmは海岸林や防風林になっている所になりますが、そうすると3万5千kmから7千kmを引いた残りの所には海岸林や防風林にする所はもう無いということですか。私は他にもあるのではないかという気がするのですが、つまり、保全するものは7千kmに限定し、他はもう良いと考えているのかどうかの確認です。

それからもう一点は、資料4の6-6-6頁の中核組合の考え方についてですが、なぜ50なのか、えいやと決めた50なのか、それなりに根拠があるものなのか、現在は19ですが、なぜ40ではなくて50なのか、45でなくて50なのかをご説明では解らなかったので教えて頂きたい。

(太田座長)

2点のご質問があったわけですが、先ず治山課長からお願いします。

(治山課長)

先ほどの海岸林の7千kmについてですが、海岸林はご存じのとおり、もう江戸時代からずっとマツを植えたりしながら、風の害や潮の害等から農地や家を守るために営々とやってきておりまして、必要なところは殆ど整備が終わっていると考えてございます。この指標は、今ある海岸林をもっと増やそうというものではなくて、今ある7千kmの海岸林を保全して健全な姿で残していくことを指標にしているということでございます。それ以外には保全すべき所が全く無いということではないと思いますが、そのような所は非常に少ないのではないかと思います。

(田中委員)

なぜお聞きしたかといいますと、国有林とか公有林では、ご説明があったようにしっかりと保全されているということでしょうが、例えば個人の松林などの防風林は、松くい虫にやられても農業の荒廃とともにそのまま放置されているものが相当あると聞いています。個人の松林だからそんなことは勝手にやれというのでしたらそれはそれで良いのですが、整備されず放置されている防風林などが沢山あるのではないかと、旅行しながら常々思っていたものですからお聞きしました。

(治山課長)

仰られるように、そのような所も松くい虫にやられたりしておりますが、大体そういう所は保安林に指定されていますので、必要に応じて被害対策などを行っているところです。

(計画課長)

単純に言うと、目標を何にするかということ、広げること目標とするよりも今あるものをきちんと保全しようということ、田中委員が仰った松くい虫にやられている所も保全対象物として7千kmの中に入っていると考えています。

(太田座長)

海岸全体で3万5千kmですが、海岸の所管については、国土交通省とか、農水省関係とかいろいろありますが、今回の7千kmは林野庁所管分を対象としたものだと思います。では、後半部分の中核組合については如何でしょうか。

(経営課長)

中核組合は先ほどご説明いたしましたように、現在のところ990組合のうち190組合ですので、組合の合併を行い、組合の体制強化に取り組むこととなります。今、森林組合の全国組織では、平成17年度までに森林組合を大体500～600、これは平成10年度の組合数の概ね半分くらいに当たるのですが、そのくらい合併を進め、それによって経営体としての強化を図っていこうということで現在やっています。そうしますと、いまある中核組合の数が190ですから、今後、17年度までに計画的に合併を進めていけば、目標の50%に達すると考えております。

(田中委員)

それであれば、今後、合併を進めていくことによって、どの組合も中核組合にならなければいけないのではないのでしょうか。それなのになぜ、50%を目標とするのでしょうか。

(経営課長)

3年後を目標とすることから、あと3年で全ての組合が中核組合の基準を満たすことはできないので、どうしても、中核組合になれないところが出てまいりますので、そこは連合会等がそれを補完していくということで事業体としての機能を維持していくということを考えております。また、森林組合数も500、600のレベルで終わりというわけではなく、一県一組合でも良いという考えもありますので、17年度以降も更に合併を進め、中核組合として事業体を育成したいと思っています。

(太田座長)

他にご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

(金井委員)

国民参加の森林づくりについては、評価の柱としましては、森林ボランティア団体数となっておりますが、これは希望なのですが、それに加えて、参加者の年齢、職業、例えば、学生、定年退職をした人、定年間際の人、会社員、教員と本当に様々な人達が参加しているので、どのような人達が参加しているのかも、評価の判断材料になるのではないかと思います。それから、今後の課題なのですが、指標に加えて頂ければと思いますのは、国民の90%以上と圧倒的に多数の人達が都市住民といわれる人達であることから、都市の人達を巻き込む形でやっていきませんか、山村側だけの問題でもないし、解決できる問題ではないと思います。私も、現在、33町村、46名ほどの若者が、青年海外協力隊の国内版のような活動を行っている関係で、木材のいろんな利用とかのお手伝いをしにそれらの町村を回って歩いておりますとそのような感じを受けます。

少し話が逸れますが、今年も、貯木場とかに行き、木材はどうですかと聞きますと、最近、公共事業で沢山使われている、需要が拡大しているという話を聞きます。それは、国交省とか、各市町村とかがどんどん使って下さいということを言われているので、例年よりは、需要が多いということも、仰ってありました。

また、最近では、地域材で家をつくるか、森林資源を使ってエネルギーを地域で賄っていかうという町村がいろんな取り組みをやりだしているわけです。そういう意味で地球に負荷をかけない、木材の利用ということも、もっと都市の人達に伝えていかなくてはならないと思います。また、山村側の政策というのは既にいろいろとやられているわけですが、周りの人達に聞きますと、山村には住民がいない、やる人がいない、使う人もいないと、皆さんは言っています。今後、特に、不特定多数の人達によって地球温暖化防止の3.9%を達成しなければならないのですが、そういうきっかけになるよう、森林ボランティア活動の推進が重要ではないかと思います。今後、森の活性化と循環を達成する森とともに生きる社会をつかっていくためには、圧倒的多数を占める都市の人達を巻き込む政策を、目標値に加えていくことを次の課題にしていったら良いのではないかと思います。

それから、1つ質問があるのですが、ここに何度か出てきます森林ボランティアネットワークとはどのようなものなのですか。

(太田座長)

それでは、まず質問についての回答をお願いします。

(森林保全課総括課長補佐)

ご質問のネットワークですが、社団法人国土緑化推進機構がございまして、そこが情報交換のためにネットワークをつくっております、そこに参加されている団体のことでございます。

前段のご意見については、単なる団体数ではなくて、そこに参加される人達の年齢であるとか、都市住民の割合であるとかについても評価の判断材料としたらどうかというご意見がございましたが、今回の指標は昨年度に多くの国民が身近な森林において、森林ボランティア活動に参加できる機会を提供するとの観点からの見直しを行っておりますが、今後は単なる団体の数だけではなくて参加される人達の中身についても、それがどういうものになるかは、今の時点では分かりませんが広く都市住民の人達も含めた国民の皆様は森

林整備を支えてもらうという私どもの施策の結果が把握できるようなものを検討していきたいと考えております。

また、森林ボランティアについて、高橋委員からインストラクターも入れたらどうかというご提案が事前にございましたが、森林インストラクターというのは、全国森林レクリエーション協会が余暇として森林を訪れる人達の案内や野外活動の指導を行い、山村や森林・林業への理解を深めてもらうための資格としてやっておりまして、1,600人が1,700人くらいの人達が森林インストラクターとして登録して活動を行っているというものです。実をいいますと私どもで持っております政策手段としては、間接的な関係はあるのですが、直接、森林インストラクターに係るものがございますので、森林ボランティア団体数を指標とさせて頂いているところです。

（高橋委員）

私としては、環境教育や自然教育については、これから非常に重要なものになってくると思っています。これから都市住民の価値観を変革させるという観点からすると、国の認定ではないから、云々という話もありますが、少なくとも環境省は、環境教育に重点をおいています。それを先行して、林野庁は、一つの社団法人が取り扱っていますが、林野庁は環境教育に対して、先進的に取り組んできたことを何らかのチャンスを使ってアピールすべきだと思います。そのことは、これから、国土保全、水源かん養という公益的機能を発揮させるための森林整備を進めていくためには、一般の国民の人達も何らかの負担をしてもらわないといけなくなる。そう言う意味においては非常に重要ではないかと思っています。これからは、ただ単に指標の実績値がこうでしたというだけでなく、林野庁が戦略的に誘導していることがわかるものを出す必要があるのではないのでしょうか。

それから次にですが、目標等の指標を立てるときは、現在の施策の延長上の成果、あるいは努力結果だけを把握するという使い方ではなく、もっと林野庁が将来に向けて施策で誘導していくということがわかる戦略的な指標の立て方もあるのではないかと思います。先程、経営の中で、途中まで言いましたが、組織の合併によって体力をつけて生産性を上げるということは、確かに良いことだとは思いますが、これは正に人がベースの旧態依然の林業経営であって、少子化或いは人口が伸びない状況、加えて、生産性を上げて効率的に経営を行うことを想定しますと、やはり機械化だと思います。高性能林業機械或いはITを駆使した機械・情報をどうやって早く整備していくのが重要で、機械化或いは情報化が進むことで若い人の参入機会が増えると思いますので、何かそのような指標ができないかと思っています。例えば、5番目として、高性能林業機械の普及率、普及率がアウトプットでだめだというのであれば、稼働率としてだすとかが、そういうのもあるのではないかと思います。

（計画課長）

環境教育については、私ども非常に大事なものだと思っております。林野庁といたしましても森林環境教育は、環境省が言われる前から、積極的に取り組み、なおかつフィールドの提供であるとか、先生方との連携ということもしております。今後ともそういうものを率先して、やっていかなければならない、ということについては、全くご指摘のと

おりであります。ご指摘の点については、今後、どのように政策評価の中に、取り込めるかというのは考えさせて頂きたいと思います。

(太田座長)

具体的にはどのような事業があるのでしょうか。

(計画課長)

事業もありますし、フィールドとしてもいくつか提供しています。例えば、林野庁の森林技術総合研修所で森林環境教育関係の研修を行っておりますし、総合的な学習の中で、森づくりの現場に入って頂くためのシステムのマッチングみたいなものもやっております。

(高橋委員)

指標化できなくとも、そういった宣伝材料となるものをつけておくというのものもあるかもしれないと思います。

(計画課長)

いずれにしましても、現在、環境教育の法律の関係省庁において、基本方針をつくっておりますので、その中でも、いろいろと取り組んでいきたいと思っております。

(太田座長)

他にありませんでしょうか。

(平倉委員)

景観について、前回の専門部会で、今後こういうものを載せていきますという、ご説明があったかと思います。それがどういうふうに、この中に入ってるのか伺いたいということと、それから、先程のご説明によると安心、共生、循環、活力と分かりやすい形に4つに分けて頂いて、林野庁の仕事の内容が非常に分かりやすくなったのですが、これをダイヤグラムに書き直してもらおうとそれぞれの相関関係が出てくるのではないかと思います。1度こういうふうに4つに分けて整理した後で、これらは1つずつ独立したものではなくて、相互に影響しあっているということがわかるダイヤグラムを作られると良いのではないのでしょうか。例えば、1番の安心の視点で、水土保持機能を発揮させるために間伐をして写真のように林の中まで光が入った森ができると、それによって、共生の視点で、中に入って行って、何か活動したくなるような森になって、それが次の循環の視点にもなり、或いは活性化の視点にも繋がっていくと、何か1度分解して、またまとめ直すみたいなことをやると分かりやすくなるのではないかと思います。

もう1つは、余り意味がないことかもしれませんが、林野庁の中で、どういう配分で予算が組まれているか、このように一律に並べられますと、全部同じくらいのウェイトでお金が使われているのではないかと、私には見えてしまいましたが、実際はそうではなくて、昔から必要なこととされている視点のものについては、約半分くらいの予算がついていて、

しかし、最近は違う視点のもの段々と予算をつけるようになっていったとか、そういったことが見えてくると私にとっては分かりやすいと思います。

(計画課長)

最初の景観については、公共事業の事業評価の中での取り組みでして、来年3月の事業評価結果の中に反映させるということにさせていただきます。

(森本委員)

いま、いわれた4つの視点の関係なのですが、見方を変えると、分けるのも難しいところがあるのではないかと、というのは、共生の視点の中に成果指標の3番というのがありますが、私としては、これは安心を指しているのではないかと思います。戦後の植林によって、結果的にスギ林が多くなっていることが、いまの水害や土石流などが発生する原因ではないかと思っています。日本はスギを植えてしまったのですが、ご承知のことと思いますが、スギとかヒノキというのは、基本的に根の張りが悪いので、集中豪雨がくるとドット崩れてしまうということもある、そこに針葉樹や広葉樹などをいろいろと植えますとそれが災害の抑制にもなるというように私は見ていたものですから、この成果指標は安心に入るのではないかと、逆に成果指標の1は共生の視点に入る部分もあるのではないかと考えています。確かにこういう分け方をすると分かりやすいことは分かりやすいのですが本当にマッチしているのかどうかというふうに見ながら感じました。

(太田座長)

森本委員の御意見も含めまして、ご回答をお願いします。

(計画課長)

長期計画につきましては、以前は投資事業計画であったので、金目を目標にしていたのですが、今回、策定した新たな長期計画では成果目標を立てなければいけなくなったものですから、5年間の森林の成果目標をどうやってだしていくのか、はじめてのことなので、何が成果目標になるのか、それをどういうふうに国民に分かりやすく説明していくのか、正直、1年間非常に悩みました。森林というのは森本委員が仰いましたように、まさにいろいろな面を持っておりますので、いくつもの違う視点からも見ることはできる。それをどれが一番典型的なものなのか考え、それをメインにアピールすることとしたわけであり、確かに共生の視点にある成果指標の3は安心の視点のところにも、もちろん入るかもしれないし、活力の視点でも観光資源ということで、入るかもしれない。しかし、どれにでも当てはまる場合でもどこかにウェイトはあると思います。その中で、どこが一番典型的なものかなということで、抽出してそれで区分してみたところです。

(森本委員)

成果指標の3はやはり共生ですかね。

(計画課長)

成果指標の3は、いわゆる広葉樹林とかそういう多様性ということで、例えば生物多様性もありますし、動植物の関係もありますし、見た目の景観という問題もありますし、という意味では共生的な視点の方が強いのかなということでした。森の強さという面は、取り方の問題です。どこにウエートを置くかという問題で、いろんな議論をさせて頂いたのですが、ただ、森本委員が仰いますように、安心の視点がここにあるのかといえば、そういうことではありません。

(太田座長)

森林の特性そのものが関係していますので、4つに分けられるかという点については、いろいろあるかと思いますが、たぶん4つくらいに分けてアピールするのが一番妥当ではないか考えられたのではないかなという感じはいたします。いずれにしても、森林というものは非常に多様な面を持っているということでもあります。もう1つは、スギの安全、安心の問題ですが、これもやはり、もう少ししっかりとピーアールしていかないといけないのだと思いました。スギ、ヒノキでもかなりの年齢になってきますと広葉樹と変わらないうのですが、一般の人が持っているスギ、ヒノキのイメージは、まだ十分に根が張っていない若いスギ、ヒノキのイメージばかりが伝わっていますので、そうになってしまうのかなと感じました。他に何か。では、野村委員

(野村委員)

いつもこの会で思うのですが、やはり、いろんな議論がありました様に、私としては、基本的には、こういう評価の仕方は、あまり好きではないのですが、いまの流れから考えて、やはり評価をしなければいけない。しなければいけないのであれば、私たちは、ほんの一部の指標を使って政策全体の評価を行っているということ、常に念頭に置いておかないといけないと思います。そういう点では、例えば、中核組合という指標ですが、的確な経営判断能力を有する常勤理事として1名以上というのがあるのですが、こんなことを誰が、どう評価するのだろうかというようにいくつかの課題はあるのですが、1つのメルクマールをつくらないといけないという意味では、私は、全体として、大変、担当者の皆さんの努力を伺うことができますと思います。ただ、先程申しましたように、ほんの一部の評価の仕方にすぎないということは常に念頭に置いて評価を行ってほしいと思います。

それからもう1つは、高橋委員が指摘されたのですが、常に従来の施策の延長上にあるところで評価をしてはいけないということも1つの注意点ではないかと思えます。先程、高橋委員からもありましたとおり、林野庁としての戦略を常に評価の右側において同時並行で進めるということを絶対に忘れないで頂きたい。そうしないと、縮小均衡を辿るしかなくなってしまうという点を、私は申し上げたい。

ただ、そう言いながら1つ少し気になるところがあるのですが、山村地域の活性化にある森林資源を積極的に利用している流域についてですが、ここでは、森林の成長量だけに注目して山村地域の活性化をみているのですが、私は、もう少し、多面的な、多角的な、とらえ方の出来るように工夫をして頂きたいと思えます。以上です。

(太田座長)

ありがとうございました。非常に結構なコメントだと思います。他に何かございませんでしょうか。

(大山委員)

確かに、林野庁として戦略的に将来を見て、どのようにしたいのかということ、目標をつくる前に、ぜひ、頭の中に入れて頂いて、我々にもどういうところを目指しているのかを説明頂くと、分かりやすくなると思います。そこが一番難しいとは思いますが、一番関心があるところで、常に、そこに関心を持ちながら注目させて頂いているのですが、そういう観点から見て、少し気がついたことを言います。最初の3-8の木材利用の推進と木材産業の健全な発展と6-6の林業経営とかなり関連がある分野で、この2つの分野は正に林野庁にとって、一番の中核部分ではないかと思うのです。ですから、ここはぜひ一番力を入れて頂きたいというのが、私の希望です。それと、政策評価シートの素案を見せて頂いて少し気になったことは、木材利用の推進というのは、木材の需要をどうやって上げていくのか、また、木材産業の健全な発展というのは、後の林業経営に絡む話だと思いますが、生産性をどうやって上げるかという話だと思うのですが、その場合に、戦略として将来的にどういうところに持っていくかというのを考えながら目標をつくるというのが良いのではないかと思います。それで、最初の木材利用の推進、つまり需要についてですが木材利用量という形で出ているのですが、やはり、もう少ししっかりと情報を提供しないと戦略が出てこないのではないかと思います。この指標の達成状況のコメントとして必ず出てくるのが住宅需要が少し伸びたが、依然とし停滞状態にあるということなのですが、住宅需要の増加と木材利用の増加がどういう関係にあるのかということ把握する姿勢がないと、これが本当に効果的なのか分からない、もしかしたら住宅需要ではない他の新規需要を開発することの方がもっと重要かも知れないし、あるいは住宅需要の場合でも、樹種とか地域とかによってかなり違うかも知れない、木材需要とのリンクを考えた場合に、今のように、木材需要の増加と住宅需要の増加とのリンクだけを述べておられるのですが、住宅需要を増加させることが本当に戦略的なことであるのなら、これが効果的な木材利用に一番つながるのだということが分かるようなものが必要なのではないかと思います。ですから、需要量に関して住宅需要量ということだけで、評価するというのは、私としては、少し不十分でないかというのが、需要の側に関して思っていることです。

それから、生産性の場合、合理化が必要であるということが書いてあるのですが、具体的なことで言いますと、高性能機械の導入とか、合併とか、協業化が必要であるということで、目標が1人当たり1日当たりの生産量という形で出ているのですが、この内訳をもう少し見ますと、工場規模によって300kw以下と300kw以上との2つに分けている訳ですが、それぞれの1工場当たり従業員数だけが実績値として出ていて、この数から全体の従業員数を推計して、それで目標をつくってあります。しかし、私としては、この数字は、少し前提が多すぎてどれくらい信頼性があるものなのかと、少し疑問に思ったわけです。

そのため、本当に合理化というのが生産性のアップに繋がっているということは何らかの形で実証するようなデータを目標に取る必要があるのではないかと思います。それでデータの把握に問題があるかもしれないですが、もしそれがなければ、本当に規模の違い、300kw以上と以下ではこれくらい生産性が違うので、製材工場の規模を大きくしなく

てはいけないのだというように規模による生産性の違いを見た上で、やはり工場を大きくしなくてはいけないという結論が出てこないといけないと思います。しかし、これに関して出ているのは300kw以上の製材工場の生産割合を平成12年の40%から平成22年に69%にするということだけです。このため、本当に工場の規模が大きいほうが生産性が高いということに間接的にはなりますが、実証的に示すようなデータをつくって頂く必要があると思います。そうすれば、そこから目標が出てきて、それで戦略的に本当に木材の需要をアップさせることになると思います。それから生産性がアップするためにはこういうところが大事ですというの分かりやすくなり、私たちにとっても理解しやすい、こういうことを目指しているのだなということが分かるのではないかと思います。生産性の格差というのがどこにあるか、本当に規模の違いによって生産性の格差があるのかどうか、あるいは地域によって格差があるのか、扱っている樹種にあるのかどうか、どこに格差があって、どこを高めることによって全体の生産性が上がるのかが分かるような目標をつくっていただければ、先程言われたような、戦略的、将来に向かっての戦略的手段といえますか、それを考える上で、分かりやすいのではないかと思います。

(太田座長)

どうも、ありがとうございます。では、コメントございますか。

(木材課長)

まず、木材需要全体と住宅需要との関係についてですが、先般の6月の専門部会でも申し上げましたが、用材の需要量が約9,000万m³ほどありまして、そのうちの約4割が建築等に使う製材用、4割が紙になるパルプ、チップ、残り15%が合板等という割合になっています。用材の4割を占める製材用の32%が国産材になっております。一方、パルプ、チップに占める国産材の割合というのは12%となっており、国産材にとって一番大きな需要というのは、建築関係、主に住宅で使われているということが実態でございます。そういう意味で、新設住宅着工戸数の増減、例えば、この景気というのが国産材にとって、一番大きな因子になっているというのが実態でございます。

(大山委員)

そのことは、地域による違いは見られないのですか。住宅分野の需要を増やすことが一番効果的だというのはある程度は分かるのですが、その点を教えてください。

(木材課長)

住宅の関係で申し上げますと、平成15年に116万戸着工がございまして、このうちの、木造の割合が45%、戸建てだけですと約8割が木造住宅という格好になります。そういう意味では、大山委員がおっしゃられたように、3大都市圏等の都市部については、地価の関係もありまして、高層のマンションが多く、構造についても鉄骨あるいは鉄筋コンクリートが主流になります。ただ、マンションにつきましても、最近、シックハウス等の関係もございまして内装に木材を使いたいというお客さんが増えておりまして、そういう意味では、私ども、木造戸建ての住宅も当然、必要ですが、もう1つマンションの中にも新たな

需要を求めていく必要があるのだと思います。

それから、もう1つ、先程も申し上げましたが木材需要全体の4割を占めるパルプ、チップのうち、国産材は10%ちょっとしかない、このカートカンは紙でできていますが、このうちの30%位は間伐材と製材工場の端材等が入っております。確かに一生に一度、買うかどうかの住宅を増やすのも必要ですが、日用品の中で、紙とかこういうものに、国産材を使った商品というものを広めていくのが必要だと考えております。このカートカンのように間伐材を入れた紙、印刷物、名刺、封筒というものについても、私どもとしては、増やしていこうということで、施策を進めているところでございます。

それから、もう1点、製材工場の関係ですが、実は、平成15年の製材工場だけで見ますと、約1万工場を切りまして、9,900位です。一番多かった昭和40年位には、2万5千位の工場がございましたので、4割くらいまでに減少しています。稼働率がコスト削減の大きな要因の1つとなってきますが、やはり規模の経済というのは、それもある面で、ものすごく効いてきます。昔は人が多かったのですが、いまは、コンピューター等を使いまして、場合によっては、ノーマンといった人がいないラインというように技術革新も進んでございます。そういう意味では、ここでは大きな製材工場がどれくらいの割合を占めるかということで見えていますが、製材工場における生産性というものは、規模が効いてくるものだと考えております。確かに、きめ細かな、例えば東京の木で住宅を建てたいとか、といった多様な需要に応えられる中規模、小規模の方々も必要だと思いますが、やはり、コスト全体を下げるという意味では、規模の経済というものを考える必要があると思います。そういう意味で、これを1つの指標としております。特に最近では、外材も丸太ではなく製品で入ってきており、その量も非常に増えております。外国は、日本の10倍以上の大きなところでやっておりますので、そこと、競争するためには、やはり、ある程度大きくなる必要があるかと考えております。

(田中委員)

生産性の違いはデータとして持っておられるのですか。

(木材課長)

数字はもっておりますので、また、次にでもご紹介させていただきます。

(大山委員)

目標として、全体としての生産性を上げるためには、もちろん稼働率の影響はありますが、大きな製材工場にかなり重点化することによって、ある程度のところまではいけるという目標はつくれるわけですね。

(木材課長)

その目標に基づいて3-8にある、例えば、大型製材工場の生産割合を、平成17年度、大体、55にしていくというのは、外国との比較におきまして、ここまでもっていきたいという目標のもとで決めております。外国との規模、あるいは生産性についても次回併せてご紹介させていただきたいと思っております。

(太田座長)

どうもありがとうございました。

(田中委員)

戦略的に将来を見て進めていくことは、本当に重要だと思います。私は、日本の木材が使われれば、他の、森林整備の問題だとか、林業労働者の問題だとかは、解決できるのではないかと考えています。要するに、昭和38年に木材の輸入を自由化した時から、林野庁が基本的な戦略をずっと持ってきたかどうかということが問われているのだと思います。それに関連して、少し教えて下さい。

資料を事前に読ませて頂いたのですが、林業労働災害件数の推移が6-6-9頁に、それから厚生労働省の第10次の災害防止計画が6-6-7頁に書いてあります。何に基づいて厚生労働省でこんな目標、計画を作っているのか分かりませんが、それにしても6-6-7頁を見ると、林野庁でも4%ずつ落としていく計画となっています。この労働災害というのは、6-6-9頁にありますように労働力と相関する、労働者が多いと事故も多いと思うのですよ。あるいは、労働形態によって変わってくるので、ただ、数字をどうのこうのという話ではないと思うのです。4%落としていくに当たって、どういう考え方がそこにあるのか、ただ数字を毎年4%、4%と落としていくのも、1つの考え方ではありますが、問題は中身だと思います。労働規模、労働力、機械化の問題とか高齢化の問題も関係してくるかも知れないのですが、そういう分析が必要だと思うのです。そういうデータがあれば教えて頂ければありがたいというのが1点目です。

それともう1つは、緑の雇用です。和歌山県でも積極的に取り組まれており、結構なことだと思いますが、これは補助金があるからやっているのではないかと。定着が80%というのは、引き続き何か林野庁の方で補助してあげないと生活が出来ないわけがないのです。本当に林業で生活していけるようにしなければいけないのです。この80%というのは、助成をしての80%なのか、自力で80%という計算なのかということをお教えてください。それから、6-6-9頁にあるように、新規の就業者が2千人と、目標の1,800人を超えているわけですが、こういうこと自体、ハッピーなことだと思うのですが、どういうふうに考えるのですか、若者だけなのか、中身ですね、2千何百人の新規に参入する人の内容ですが、林業の将来を見て参入しているのか、それらについての分析があればこれも教えて頂きたいと思います。

(太田座長)

はい、3点の質問ですが、コメントを簡単をお願いします。

(経営課長)

まず、労働災害削減の方針についてですが、いろいろな災害が起こる可能性があるということで、林業労働確保支援センターというのが各県にございまして、そういったところが普及活動、安全指導を行う、あるいは研修において機械の扱い方を勉強するという取り組みを進める中で、年々減らしていきたいと考えております。

それから、緑の雇用については、初年度、実績が出まして、87%ということですが、これは、特に助成したためではありませんで、研修を受けた森林組合等に採用された結果87%になったということですが、引き続き地元での雇用というものを進めていきたいと考えております。

それから、新規就業者ですが、今は手元に詳しい数字を持っていませんが、最近、若干、若い人が増えてきて、世代交代が行われているということですが、

(計画課長)

緑の雇用の定着につきましては、和歌山県などで取り組まれている方々の話では、林業というのは非常に間断的、いわゆる夏の下刈、春先の植え付け、冬場の伐採と、作業と作業の間が空くわけで、一年を通じて、そんなに仕事があるわけではない、そうしますと林業だけではなく、他の就労と申しますか、副業的に組み合わせて収入を確保し、山村に定着できるようなシステムをどうつくっていくのか、というのが、次の課題になっていくのではないかと。そのへんについては、私ども、課題として認識をさせて頂いて、そこに、どう支援をしていけばいいのか、現在、検討を進めているところであります。

(太田座長)

予定時間に近づいてまいりましたが、委員の先生方で、何かどうしてもというものがございませうか。よろしいでしょうか。

それでは、新しい目標等も含めまして、ご説明頂いたわけですが、できれば、目標等の点検結果及び新しい指標等について、大筋はそういう形でいきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(太田座長)

では、そのようにさせて頂きたいと思ひます。

今日は、指標についても「戦略的に」という話が盛んに出ておひまして、ただ、事務局のほうで、とれるデータの制約もあると、ということになりますと、戦略的な指標等それに対応するデータも新しくとっていかねばいけないというようなことなのではないかと、というようにずっと聞いて感じました。事務局としては、どうぞ、そのあたりのこと宜しくお願ひ致します。

それでは、議題の3のその他ですが、平成16年度政策評価シート(素案)の取扱いを含め、今後の日程につきまして事務局よりご説明をお願ひします。

(企画課長)

資料の4の平成16年度の政策シート(素案)につきましてでございますが、本日頂きましたご意見等を踏まえまして、更に検討を進め、9月17日の農林水産省政策評価会が予定されておひます。これを経て、農林水産省全体でパブリックコメントに付す予定になって

おります。

パブリックコメントの際には、各委員の皆様方にも資料等をお送りいたしますので、更にお気づきの点がありましたら、ご意見をお寄せいただければ幸いです。

また、次回の専門部会につきましては、議題を設定の上、また、ご連絡させていただきます。

なお、本日の議事概要及び議事資料につきましては、来週の月曜日にホームページで公表いたします。それから、議事録につきましては、委員の皆様へ、ご確認していただいた上で、速やかに公表したいと考えております。

(太田座長)

はい、どうもありがとうございました。

本日、頂きましたご意見等を参考に、平成16年度の政策評価シートの作成作業を進めていただきたいと存じます。

また、次回の部会につきましては、事務局から連絡があるということでもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、特段の御意見がないようですので、事務局におかれましては、どうぞよろしく対応のほどお願いいたします。

以上をもちまして、本日の専門部会を閉会といたします。どうも、ありがとうございました。

以上